

北海道防衛局（4）警備等業務

仕 様 書

仕 様 書

1 件 名：北海道防衛局（４）警備等業務

2 履行場所：北海道野付郡別海町中西別矢白別無番地
陸上自衛隊別海矢白別大演習場及びその周辺

3 履行期間：契約日の翌日から令和５年３月３１日まで

4 業務概要及び実施期間

- (1) 本業務は、矢白別演習場及びその周辺の警備、巡回の業務を行うものである。
- (2) 業務実施期間は、令和５年１月４日から令和５年３月３１日までのうち、連続する３１日間とし、委託者は、契約締結後、受託者に対して、現場責任者、警備、巡回の具体的な各業務の実施期間等を提示する。

5 警備、巡回業務現場責任者

(1) 業務の構成及び期間等

- ① 受託者は、委託者が契約締結後に提示する期間中、現場責任者（施設警備２級の検定資格を有する者、又は警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験３年以上６年未満程度の者）を１名配置する。
- ② 業務期間は連続した３１日間とし、業務時間は８：００から１９：００までとする。ただし、最終日は１２：００までとする。（休憩時間は、原則として１２：００～１３：００の１時間とするが、事情により変更となる場合がある。）
- ③ 業務期間及び業務時間に変更があった場合は、委託者と受託者の双方がその都度協議の上これを定め、精算対象とする。

(2) 業務の内容等

- ① 現場責任者は、期間中の各業務の統括業務と委託者との調整窓口業務を行う。
- ② 業務場所は、委託者が指定する場所とする。

6 警備業務関係

(1) 警備業務を行う期間等

- ① 廠舎入口地区
警備期間は連続した３１日間とし、警備時間は１日２４時間とする。ただし、初日は０８：００から、最終日は１２：００までとする。
- ② 国境四叉路地区、別寒辺四叉路地区、フッポウシ三叉路地区
警備期間は１３日間とし、警備時間は１日２４時間とする。ただし、初日は０８：００から、最終日は２２：００までとする。
- ③ 警備期間及び警備時間に変更があった場合は、委託者と受託者の双方がその都度協議の上これを定め、精算対象とする。

(2) 警備業務を行う場所

矢白別演習場における廠舎入口地区、国境四叉路地区、フッポウシ三叉路地区及び別寒辺四叉路地区で、委託者が指定する場所とする。

(3) 警備業務の構成等

- ① 警備業務を行う者は、1箇所当たり2名1組とする。
- ② 警備業務を行う者の人事及び運営は、受託者が行う。

(4) 警備業務の内容等

- ① 警備業務は、原則として、**警備実施要領(別添1)**により実施する。
- ② 警備業務は、車両1台を警備位置近傍に配して行う。
- ③ 車両については、受託者が手配する。

7 巡回業務関係

中標津方面巡回

(1) 巡回業務を行う期間等

- ① 巡回期間は連続した29日間とし、巡回時間は8:00から19:00までとする。
- ② 巡回期間及び巡回時間に変更があった場合は、委託者と受託者がその都度協議の上これを定め、精算対象とする。

(2) 巡回業務を行う場所

- ① 中標津町内とする。
- ② 委託者から連絡があるまでは、委託者が指定する場所で待機する。

(3) 巡回業務の構成等

- ① 巡回業務を行う者は、2名1組で行動する。
- ② 巡回業務を行う者の人事及び運営は、受託者が行う。

(4) 巡回業務の内容等

- ① 巡回業務は、原則として、**巡回実施要領(別添2)**により実施する。
- ② 巡回業務は、車両1台を用いて行う。
- ③ 車両については、受託者が手配する。

8 共通事項

(1) 必要事項

契約後受託者は、本業務を行う者の履歴、各業務毎業務計画書を委託者に提出する。

なお、業務計画表の作成に当たっては、必要に応じて委託者と協議する。

(2) 業務における積算の考え方

当業務は、建築保全積算要領に基づき積算しているが、労務単価については、実勢価格を用いて積算している。

(3) 業務における宿泊数(概数)の処理

- ① 宿泊費は、業務場所が遠隔地であることから、建築保全積算要領に基づき業務管理費の中で、下記毎の宿泊数及び宿泊費を見込むものとする。

・初日：27泊、7,090円／1泊（税抜）

・2日目以降：455泊、6,736円／1泊（税抜）

- ② 当該業務実施後、実際の宿泊数で精算変更を行うものとする。
宿泊数の確認は、ホテルの領収書等（第3者が発行したもの）で行う。

（４）秘密の保持

本業務を行う者は、本業務を実施する上で知り得た情報を北海道防衛局の関係者以外に漏らしてはならない。

（５）留意点

- ① 本業務の実施に際しては、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条第1項及び第2項に該当する者を配置しないこと。
② 本業務を行う者は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づく、教育受講修了者を配置すること。
③ 本業務を行う者は、常に、本業務の実施に相応した服装（制服・安全ベストの着用等）をするとともに身分証明書を携行すること。
④ 受託者は、本業務を行う者の身分、風紀、衛生及びその他業務規律について一切の責任を負う。

（６）業務に係わる負担区分

- ① 宿舎については、受託者自らが手配する。
② 現場責任者の業務場所及び廠舎入口地区、国境四叉路地区、フッポウシ三叉路地区、別寒辺四叉路地区における警備、並びに巡回業務における待機場所は委託者が指定する。
③ 各業務に必要な備品（携帯電話、デジタルカメラ、懐中電灯、双眼鏡、指示棒、方向指示版、ハンドマイク、）については、受託者が手配する。

（７）業務期間イメージ

種目	
現場責任者	31日間
警備業務 (廠舎入口地区)	31日間
警備業務(国境四叉路地区、フッポウシ三叉路地区、別寒辺四叉路地区)	13日間
巡回業務	29日間

9 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者がその都度協議の上、これを定めるものとする。

以上

警 備 実 施 要 領

1 警備箇所、期間等

(1) 廠舎入口地区

《警備期間》令和5年1月4日から令和5年3月31日までの間で、委託者が別途指示する連続した31日間とする。

《警備時間》1日24時間、ただし、初日は08:00から、最終日は12:00までとする。(休憩時間は、8:00~16:00、16:00~24:00、24:00~8:00の間において、各1時間とし、最低1名は警備業務に従事すること。)

(2) 国境四叉路地区、別寒辺四叉路地区、フッポウシ三叉路地区

《警備期間》令和5年1月4日から令和5年3月31日までの間で、委託者が別途指示する13日間とする。

《警備時間》1日24時間、ただし、初日は08:00から、最終日は22:00までとする。(休憩時間は、廠舎入口地区と同様)

(3) 各警備業務場所の位置は、警備業務場所位置図(付紙1)とする。

2 警備業務構成

警備箇所1箇所当たり2名1組とする。

3 警備業務内容

(1) 廠舎入口より演習場に入出入りする人員・車両の確認

ア 許可証の有無を確認し、所持車両は通行させる。

イ 許可証の不所持車両の対応については、現地にて別途指示する。

(2) フッポウシ三叉路、国境四叉路、別寒辺四叉路より出入りする米軍車両の処置

各警備地区警備員は、米軍車両の台数等の確認と、演習場から国道(出)、国道から演習場(入)の双方について国道の交通状況を考慮した適切な誘導を行う。

(3) 不審者や不審物等を発見した場合等は、可能な限りデジタルカメラで撮影する。

4 報告等

(1) 定期報告

各警備業務場所ごと、委託者に定期報告を行う。

《廠舎入口地区》

勤務者の交代の報告。

《フッポウシ三叉路地区、国境四叉路地区、別寒辺四叉路地区》

勤務場所到着勤務開始、勤務者の交代の報告、勤務終了離脱報告。

(2) 各業務場所において不測の事態が発生した場合は速やかにその状況等を委託者に報告すること。(電話報告)

(3) 警備終了後の報告

1日の警備業務終了後、上記状況も含めて、警備状況報告書及び通過車両一覧(廠舎入口のみ)(付紙2)にて、報告すること。

写真撮影をした場合は、矢臼別演習場廠舎内の現地対策本部に常駐する職員にデータを提出すること。

5 その他留意事項

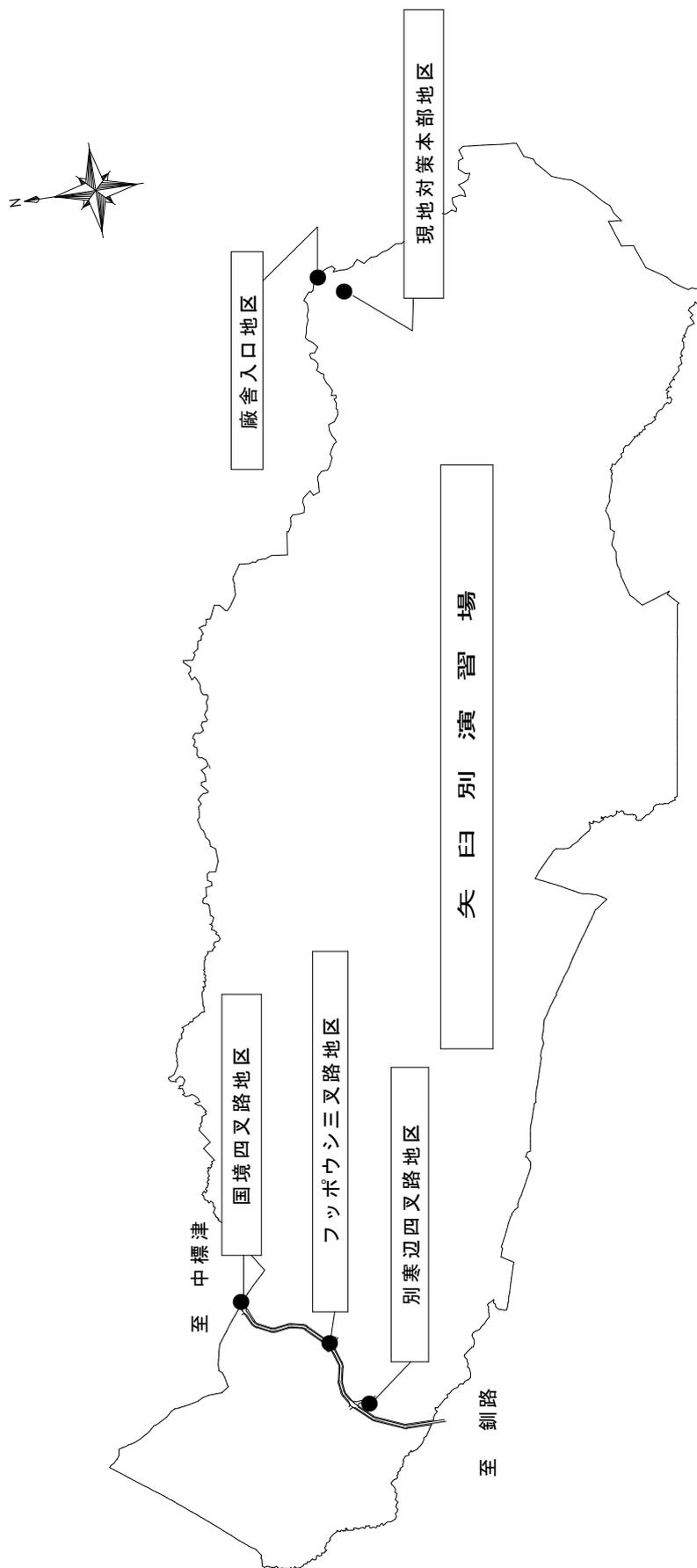
(1) 警備を行う者は、常に制服・安全ベストを着用する。

- (2) 警備を行う者は、常に身分証明書を携帯する。
- (3) 各警備業務場所ごとに、携帯電話、デジタルカメラ、ハンドマイク、懐中電灯、双眼鏡を準備する。
- (4) 廠者入口地区で警備を行う者は、点灯式の指示棒を携帯し、誘導等を行う。
- (5) フッポウシ三叉路地区、国境四叉路地区、別寒辺四叉路地区で警備を行う者は、方向指示版を持って誘導等を行う。
- (6) 警備を行う者は、原則的に単独行動はしない。また、委託者の許可なく業務場所を離れないこと。
- (7) 特別な事情が生じた場合は、その都度委託者より指示を行う。

以 上

- 付紙： 1 警備業務場所位置図
2 警備状況報告書

警備業務場所位置図



警備状況報告書

区 分	報 告 事 項		
日 時	令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇		
場 所			
人 数 等			
団体名等			
車両番号			
行動内容			
そ の 他			
報告作成者		現地報告者	

巡回実施要領

1 巡回箇所、期間等

(1) 巡回箇所

矢臼別演習場から中標津町

(2) 巡回期間等

《巡回期間》令和5年1月4日から令和5年3月31日までの間で、委託者が別途指示する連続した29日間とする。

《巡回時間》8：00～19：00

(休憩時間は、原則として12：00～13：00の1時間とするが、事情により変更となる場合がある。)

2 巡回業務構成

巡回車1台2名編成とし、1班編成で行う。

3 巡回業務内容

委託者の指定する場所で待機し、委託者の指示に基づき対応する。

4 報告等

(1) 定期報告

委託者の指定する場所に到着した時点で委託者に定期報告を行う。(電話報告)

(2) 巡回中に不測の事態が発生した場合は、速やかにその状況を委託者に報告すること。(電話報告)

(3) 巡回終了後の報告

1日の巡回業務終了後、上記状況も含めて、巡回状況報告書(付紙)にて、報告すること。

5 その他留意事項

(1) 巡回を行う者の服装は、委託者の指示による。

(2) 巡回を行う者は、常に身分証明書を携帯する。

(3) 巡回を行う者は、携帯電話を準備する。

(4) 巡回を行う者は、委託者の許可なく待機場所を離れないこと。

(5) 特別な事情が生じた場合は、その都度委託者より指示を行う。

以上

付紙1：巡回状況報告書

巡回状況報告書

区 分	報 告 事 項		
日 時	令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 中標津町到着 : 〇〇 : 〇〇、中標津町出発 : 〇〇 : 〇〇		
場 所			
特記事項			
そ の 他			
報告作成者		現地報告者	